



皆様もご存じのように、4月から自転車の違反に「青切符」が導入されましたね。歩道走行を単にしている場合には指導警告となるようですが、車道走行は車と衝突する可能性も高いため今まで以上に運転するのが億劫になってしまいました。もちろんこれまでも気を付けていたと思いますが、より一層気を引き締めて運転していきましょう。

## ～クラウドファンディングの会計処理（購入型）～

近年、事業資金の調達に、クラウドファンディングを利用されるケースが増えています。クラウドファンディングには購入型・寄付型・投資型等いくつかの調達方法があり、資金を調達するという目的は変わりませんが、会計処理に大きな違いがあります。

今回はクラウドファンディングの中で最も利用機会の多い、購入型の会計処理を確認します。

### <購入型クラウドファンディング>

集めた資金で商品などを開発し、完成後にリターンとして支援者に提供するという流れから、会計上は売買取引として取り扱われます。

しかし、完成品を販売する一般的な売買取引とは違い、リターンの提供には一定の期間を要するため、資金を調達した時に収益計上とすることには問題があります。そのため、資金提供時には前受金等で処理し、リターンを提供するタイミングで収益計上を行う必要があります（例①）。また、リターンが数年の期間をかけて提供される場合は、期間按分を行います（例②）。

**例①**）1月1日にクラウドファンディングで100万円の資金調達を行い、6月30日に商品が完成し、支援者に商品を提供した。

【1月1日の仕訳】 (現金預金) 100万円 (前受金) 100万円	→	【6月30日の仕訳】 (前受金) 100万円 (売上高) 100万円
---------------------------------------	---	---------------------------------------

**例②**）1月1日にクラウドファンディングで300万円の資金調達を行い、7月1日に商品が完成し、支援者に3年間のサブスクリプションサービスを提供した。

【1月1日の仕訳】 (現金預金) 300万円 (前受金) 300万円	→	【7月1日（完成時）の仕訳】 仕訳なし
---------------------------------------	---	------------------------

【12月31日（期末）の仕訳】 (前受金) 50万円 (売上高) 50万円	←	期間按分で収益計上 $300万円 \div 36 \text{ヵ月} \times 6 \text{ヵ月} = 50万円$
--	---	--

なお、クラウドファンディングのサイト運営者への成約手数料等、リターンの提供で生じる経費は、支払時に全額経費計上が可能です。

### ※免税事業者が購入型クラウドファンディングを行う際の注意点

先ほど述べた通り、購入型クラウドファンディングは売買取引として扱われるため、収益計上の際には消費税が発生します。既に課税事業者である場合には、申告時に納める消費税が増えることとなりますが、免税事業者は年間の売上高が1,000万円以上の場合、2期後に課税事業者として納税義務が発生してしまいます。

収益発生タイミングは、上記のようにケースによって異なりますので、注意が必要です。

本業の売上高 800万円	+	クラファンの売上高 400万円	=	合計売上高 1,200万円	←…1,000万円以上となるため、 2期後に納税義務あり
-----------------	---	--------------------	---	------------------	---------------------------------

～法人役員の被保険者資格の取扱い見直し～

個人事業主やフリーランスを「法人の役員」として登録し、極めて低い役員報酬を設定することで、本来負担すべき国民健康保険料や国民年金保険料を回避する手法が一部で広まっています。

上記の横行を防ぐ目的で、令和8年3月18日、厚生労働省より「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」という通達が公表されました。

この通達により、法人の役員である個人事業主等に係わる被保険者資格の取扱いについては、今後は次の2点を基準として、実態を踏まえ総合判断することとなります。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(1) 経営参画を内容とする「**経常的な労務の提供**」が行われているか

(2) 業務の対価としての「**経常的な報酬の支払い**」が行われているか

(1) に関しましては、役員会には出席しているが、職員に対する指揮監督に従事していない場合や、当該法人の求めに応じて意見を述べる立場にとどまっている場合、経常的な労務の提供とは認められず、被保険者資格には該当されません。

(2) に関しましては、役員会等への出席についてのみ支払われる報酬や、旅費など実費弁償的な支払いは、経常的な報酬の支払とは認められず、被保険者資格には該当されません。

＜雇用保険料率の変更＞

雇用保険料率が、3月に変更となりました。料率は従前よりも1,000分の1減少する事となり、労働者・事業主双方の負担が軽減されております。

	＜従前＞	＜改定後＞
労働者負担分	1,000分の5.5	1,000分の5
事業主負担分	1,000分の9	1,000分の8.5

給与計算で変更が漏れてしまうと労働者の負担が増えてしまいトラブルの元になりますので、忘れず変更しましょう。

＜通勤手当の非課税限度額の改正＞

令和8年度税制改正により、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、次の改正が行われました。

① 通勤距離が片道65km以上の人の非課税限度額が引き上げられました。

従前 38,700円 → 改正 45,700円～66,400円

② 一定の要件（通勤のため駐車場を利用し、従業員が駐車場料金を負担している）を満たす駐車場等を利用している場合、1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）が非課税となります。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
人からのアドバイスが運氣アップの鍵🔑 自己流よりも基本を忠実に守りながら行動すると成果がやすいかも!?	周りへの配慮をしすぎて疲れてしまいそう… 一人の時間を意図的に作って休息をとるようにするとよいでしょう😊	土台作りに大事な時期です。結果が見えなくても焦ってはいけません。復習や見直しを徹底するよう心がけましょう😊	直観が冴えやすいでしょう。周りに合わせるより自分の感覚を信じましょう。イメチェンをすると更に運氣がアップしそう💎



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL 03-5206-7457 FAX 03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp 🌐 http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。